

(成人おめでとう)



●表紙南小国町 『晴やかな成人式』	…… (1)
●財政事情公表 昭和四十七年度	…… (2)
●共同募金 歳末たすけあい募金明細	…… (6)
●成人と国民年金	…… (7)
●出稼案内	…… (8)
●素材共販状況	…… (9)
●税務署だより	…… (10)
●ご存知ですか「法務局」	…… (11)
富士登山記	…… (12)

お年玉郵便はがき当選発表

お年玉郵便はがきの当選番号について
昭和48年お年玉郵便はがきの当選番号は次のとおりです。
賞品との引き替期間は1月20日から
7月19日まで、郵便局で引き替いたします。

なお1・2等にA組とありますのは
寄付金付はがき(11円)のことです。

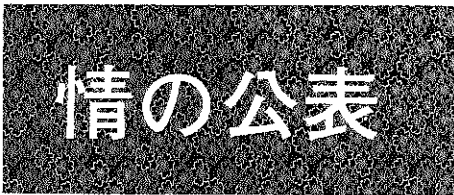
1等	各組共通	711085	417367
	A組	……	084059
2等	各組共通	44461	
	A組	……	59384
3等	各組共通	2131	
4等	各組共通	932	139
5等	各組共通	99	66 34

財政事情について

地方自治法に基づき、町長は毎年一月四日に財政事情の公表をしなければなりません。今回の公表内容は、昭和四十七年度上期（九月三十日まで）の一般会計予算および国民健康保険など三特別会計について、その収支の状況や町民負担の状況、あるいは財産の状況などです。
これから公表されたものを町民のみなさんにお知らせします。

〔予算の現計〕

九月三十日現在の一般会計予算は、五億一六三万三千円、当初予算より九五八万七千円の増加となっております。その主な内容は公営住宅黒川団地建設の九九〇万九千円、黒川第二水道拡張事業に係る特別会計への繰出金一三八万五千円、林道黒川線外二線の新設改良費二六九八万五千円、林道上矢田原線外一線舗装費七〇一万三千円、町道星和八本松線舗装費五〇二万五千円、町内全小学校児童の机、椅子購入二一五万三千円、星和及び市原小学校の水道・放送施設費一五八万五千円、南小国中学校庭グラウンド照明施設四一〇万円、黒川遊歩道建設三四四万円、農協野菜選果場建設事業補助六七七万円、壮養共同飼育所



情の公表

建設補助七〇五万七千円、中学校プール入口整備二〇〇万円、災害復旧事業費八三八万三千円、土地取得費一五〇万円などです。
〔収入および支出の概況〕
一般会計の収入済額は二億二三八七万円で、予算に対し収入割合は四三・八％となっております。これに対し支出額は一億四七三万四千円、予算に対し二八・八％の執行割合となっております。

（収入）

収入状況を費目別に見ますと、町

ます。この結果七六五万六千円の歳計現金があります。

一・七％を大きく上廻っております。この町税と地方譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金を合わせた、いわゆる一般財源は一億八五九万五千円となり、収入総額の実に八三・一％を占めることになりました。これに対し国・県支出金は三三九万七千円と非常に少ないのは、事業の進捗状況により交付されるのが主体だからです。

昭和47年度 一般会計予算補正並びに収入状況

区 分 別	当初予算		補正第1号	補正第2号	補正第3号	昭和47年9月30日現在予算額		昭和47年9月30日現在執行額	
	金額	総額に対する割合	昭和47年4月18日町議会議決	昭和47年6月12日町議会議決	昭和47年9月25日町議会議決	金額	総額に対する割合	収入済額	予算に対する収入割合
1 町税	47,926	11.5				47,926	9.4	27,809	58.0
2 地方譲与税	3,000	0.7				3,000	0.5	1,283	42.8
3 自動車取得税交付金	4,000	1.0				4,000	0.8	1,845	46.1
4 地方交付税	193,000	46.4			10,162	203,162	39.7	155,018	76.3
5 通安対策交付金	89	0				89	0	0	0
6 担金及負担金	6,596	1.6		3,061	1,745	11,402	2.2	2,609	22.9
7 使用料	5,606	1.3				5,606	1.1	2,702	48.2
8 国庫支出金	23,960	5.8	4,892	2,180	1,153	32,185	6.3	1,658	5.2
9 県支出金	17,216	4.4		19,250	18,642	55,108	10.8	1,639	3.0
10 財産収入	28,230	6.8			450	28,680	5.6	3,497	12.2
11 附入金	4,283	1.0			1,050	5,333	1.0		0
12 繰入金	30,926	7.5	1,352			32,278	6.3		0
13 繰越収入	2,000	0.5		15,751	5,049	22,800	4.5	23,000	100.9
14 債入	5,914	1.4		500	50	6,464	1.3	2,210	34.2
15 町債	42,900	10.3	3,700	7,000		53,600	10.5	600	
才 入 合 計	415,646	100.0	9,944	47,742	38,301	511,633	100.0	223,870	43.8

財産収入は三四九万七千円で、予算に対し一二・二％の割合となっています。繰越金は二三〇〇万円、諸収入は二二一万円が収入済です。分担金及び負担金は二六〇万九千円、使用料及び手数料二七〇万二千元などとなっております。

〔支出〕

歳出予算に対する支出状況を各費目別にあらわして、内容説明を加えてみましょう。

目的別分類は、行政活動のどの分野にどれだけ経費が投入されているかをみるものです。

議会費

三七〇万六千円で、予算に対する執行割合は三七・二％であります。主として議員さんの報酬及び費用弁償、各種委員会運営費や負担金です。

総務費

総額三五一一万二千円の支出で執行率は三五・九％です。

総務費は全般的な管理事務、財政企画調整費、交通安全、統計、選挙、戸籍等の事務費や町の財産の維持管理費、広報、徴税、監査などの費用に支出されています。

民生費

一〇七九万二千円の支出です。この中には高令者医療特別給付金

財政事

一七三万三千円や敬老の日補助二九万六千円、招魂祭費三万五千円、遺族会補助二五万円、保育所運営三三八万二千元などが含まれています。

衛生費

支出額二七八万八千円ですが、主なるものは予防費関係と人件費であります。

農林水産業費

本町産業の中心であります農林業費は、土木費と共に大きなウェイトを占め、予算額八二二万一千円のうち、一七九万七千円の支出で牧野道新設改良事業補助金等四六万六千円、林道黒川線開設や上矢田原線改良一〇二八万九千円などが含まれています。

商工費

商工会事業助成金三〇万円や、観光関係一八三万円などがその主な支出です。

土木費

土木費

土木費

土木費

土木費

昭和47年度 一般会計予算補正並びに支出状況

単位：千円

区 分 款 別	当 初 予 算		補正 第1号	補正 第2号	補正 第3号	昭和47年 9月30日 現 在 予 算	昭和47年 9月30日 現 在 執 行 額
	金 額	総額に 対する 割 合	昭和47年 4月18日 町 議 決	昭和47年 6月12日 町 議 決	昭和47年 9月25日 町 議 決	金 額	総額に 対する 割 合
1 議 会 費	9,954	2.4				9,954	1.9
2 総 務 費	90,867	21.9	35	907	5,989	97,798	19.1
3 民 生 費	34,649	8.3		241	223	35,113	6.9
4 衛 生 費	11,787	2.8		1,385	3,440	16,612	3.2
5 労 働 費							
6 農林水産業費	34,433	8.3		33,299	14,389	82,121	16.1
7 商 工 費	6,129	1.5		150	660	6,939	1.4
8 土 木 費	64,854	15.6	9,909	3,161		77,924	15.2
9 消 防 費	12,338	3.0			827	13,165	2.6
10 教 育 費	107,138	25.8		8,599	2,890	118,627	23.2
11 災害復旧費	8,828	2.1			8,383	17,211	3.4
12 公 債 費	27,769	6.7				27,769	5.4
13 諸 支 出 金	1,600	0.4			1,500	3,100	0.6
14 予 備 費	5,300	1.3				5,300	1.0
歳 出 合 計	415,646	100.0	9,944	47,742	38,301	511,633	100.0
						147,314	28.8

総額一九二七万七千円の支出で予算に対する執行率は二四・七％です。

その主な支出は道路維持のための砂利敷工事、広域圏組合の機械

使用料、生コンなど原材料購入等の七四四万円、星和八本松線ほか道路新設改良費二三八万円、公営住宅黒川団地建設事業費二二二万円などです。

消防費

七九八万五千円の支出で、執行率は全予算中もつとも良く、六〇・七％となっております。

消防自動車及び積載車購入五二二万円、積載車々庫建設費など五二万二千元、その他消防団員報酬出勤手当などに支出しています。

教育費

教育費は本町予算中で最も大きく総額の二三・二％を占めており九月までの支出内容では南中プール建設工事費のうち六五二万三千元、小学校児童机・椅子一八八万二千元、南中グラウンド照明施設関係三〇一万七千円、奨学金二七万円などのほか人件費、物件費、補助金等が含まれています。

災害復旧費

九九万円の支出で、主に応急災害復旧費であります。

公債費

二七七万九千円のうち、五〇・三％にあたる一三九万八千円を支出、これは、町債の元利償還金であります。

諸支出金

内容は土地取得費で、二八万五千円の支出です。

〔特別会計〕

国民健康保険特別会計は九月三

十日現在で、八九四九万四千円の予算に対して、収入額三八三五万四千円、支出は二五二〇万四千円であります。また保険税は八三三万円の収入で、収納率は七九・四％となっております。

簡易水道特別会計は収入四五一万四千円に對し、支出は二八八万七千円です。主に人件費や維持費であります。

農業共済事業特別会計は四五二万一千円の収入に對し、二二万一千円の支出となっており、家畜共済金や保険料の六四万六千円のほか職員人件費及び物件費などが主たるものです。以上により収・支の概況説明を終わります。

〔町民の税負担の状況〕
別表に示すとおり町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ消費税、電気ガス税、木材引取税のいわゆる普通

昭和47年度町税収入状況調

(昭和47年9月30日現在) 単位: 円

税 目	予 算 額 (A)	調 定 額 (B)	収 入 額 (C)	徴収率
町 民 税	7,085,000	8,093,091	5,729,954	70.8
う ち 法 人 税	600,000	652,033	652,033	100.0
固 定 資 産 税	20,890,000	28,696,912	13,620,170	47.5
固 定 資 産 税	20,250,000	28,008,092	13,165,700	47.0
交付金及び納付金	640,000	688,820	454,470	66.0
軽 自 動 車 税	1,850,000	1,941,283	1,825,230	94.0
た ば こ 消 費 税	7,000,000	3,214,710	3,214,710	100.0
電 気 ガ ス 税	2,900,000	1,503,265	1,503,265	100.0
木 材 引 取 税	6,000,000	1,567,897	55,114	35.1
普 通 税 計	45,725,000	45,017,158	26,443,443	58.7
入 湯 税	2,201,000	1,365,400	1,365,400	100.0
合 計	47,926,000	46,382,558	27,808,843	60.0
国民健康保険税	23,237,000	10,492,580	8,330,476	79.4
総 計	71,163,000	56,875,138	36,139,319	63.5

税の調定額は四五〇一万七千一五八円で、町民一人当たり負担額は七千五百七十七円となり、前年度よりの増加率は五・三％です。そのほかについては、別表によりご承知く

ださい。
町発展のため、長期計画に基く投資的諸事業費は徐々に増加するものと推察されるため、極力冗費

の節減と町民の福利増進に努めてゆきたいと思っておりますので、ご指導の程をお願いいたします。

町民の税負担の状況調

単位: 円

年 度	普通税調定額	人 口	町 税 負 担 額	増 加 率
44	46,322,135	6,320	7,329	25.7%
45	39,669,686	6,253	6,344	△13.4
46	43,493,571	6,086	7,146	12.6
47	45,017,158	5,981	7,527	5.3

(注) 昭和47年度の調定額及び人口並びに税負担額は9月30日現在の数字である

町 債 現 在 高 調

単位: 円

町 債 の 目 的 別	起債金額	昭和46年度末現在高	47年度元利償還金			差引未償還金	昭和47年度起債額 (9月30日まで借入額)
			元 利	利 子	計		
総 計	255,300,000	178,785,081	18,870,823	11,569,008	30,439,831	159,914,258	600,000
1 一般会計	216,400,000	146,836,184	17,656,611	9,511,748	27,168,359	129,179,573	600,000
特 定 債	800,000	76,407	76,407	3,577	79,984	0	
公営住宅建設事業債	8,500,000	7,086,901	331,450	454,250	785,700	6,755,451	
一般単独事業債	66,400,000	41,197,097	6,704,770	2,706,831	9,411,601	34,492,327	
義務教育施設整備事業債	24,700,000	22,023,687	700,889	1,415,653	2,116,542	21,322,798	
災害復旧事業債(補)	7,800,000	1,472,779	817,472	253,104	1,070,576	655,307	
〃(単)	12,300,000	2,702,617	1,737,248	326,864	2,064,112	965,369	
辺地対策事業債	53,500,000	36,031,267	4,981,504	2,620,528	7,602,032	31,049,763	600,000
過疎 〃	19,800,000	19,800,000	1,132,810	738,218	1,871,028	18,667,190	
公有林整備事業債	7,200,000	7,200,000		301,500	301,500	7,200,000	
市村村民税臨時減税補てん債	3,000,000	843,851	443,643	45,798	489,441	400,208	
特別地方債	5,400,000	4,901,578	307,043	313,693	640,736	4,594,535	
特定地域振興資金	7,000,000	3,500,000	423,375	331,732	755,107	3,076,625	
2 簡易水道事業債	38,900,000	31,948,897	1,214,212	2,057,260	3,271,472	30,734,685	

〔町有財産の現況〕

2. 有価証券・積立金の状況 単位千円

區 分	金 額	備 考
有價証券	6,183	電話債券 1,960
積立金	2,259	九電株 4,223外
積立金	63	普通基本財産積立金
小計	8,505	学校基本財産積立金
財政調整基金	43,414	
土地開発基金	3,910	
合計	55,829	

1. 土地・建物

区 分	土 地	建 物	
		延 面 積	棟 数
役 場 庁 舎	4,111.00 ^{m²}	1,372.00 ^{m²}	1
学 校	37,917.51	15,037.60	51
公 民 館		395.00	1
保 育 堂	1,653.00	442.00	2
町 営 住 宅	18,490.00	3,478.00	109
警察駐在所及 びポンプ車庫	1,559.00	162.00	
人 口 授 精 所	2,485.00	397.00	5
火 葬 場	99.00	35.00	1
塵 芥 焼 却 場	72.00	10.00	3
田 畑	12,694.00		
	22,810.00		
宅 地	27,769.00		
山 林	1,087,934.40		
原 野	16,826,784.70		
水 道 用 地	1,116.00		
斧 隠 牧 場		181,801	1

3. 町有林の状況 単位：ha

面積総計	区 分			備 考
	直営林	学校林	部分林	
701	233	73	395	

国民健康保険特別会計経理状況

(47年9月30日現在)

單位：円

歳		入		歳		出	
科	目	予 算 現 額	収入額累計	科	目	予 算 現 額	支出額累計
保 險 税		23,237,000	8,330,476	総 務 費		4,949,000	2,118,065
使用料及び手数料		10,000	2,200	保 療 療 養 給 付 費		76,182,000	22,515,347
国 庫 支 出 金		57,829,000	19,679,000	療 養 療 養 費		231,000	44,275
県 支 出 金		10,000		給 諸 審 査 支 払 手 数 料		340,000	130,380
繰 一 般 会 計				付 費 小 計		76,753,000	22,690,002
入 基 金 等				そ の 他 保 険 給 付 費		950,000	265,000
金 直 診 勘 定				計		77,703,000	22,955,002
繰 越 金		8,400,000	9,931,569	保 健 施 設 費		500,000	131,000
その他の収入金		8,000	411,084	公 債 費		1,000	
				諸 支 出 金		12,000	
				繰 出 金		4,000,000	
				予 備 費		2,329,000	
合 計		89,494,000	38,354,329	合 計		89,494,000	25,204,067

国民健康保険税及び一部負担金収納状況調

47年 9 月30日現在

種 別		調定額累計	収入額累計	未 収 額	収 納 率
保 險 税	現 年	8,947,740	8,096,420	851,320	90.4
	滞 納 繰 越 分	1,544,840	234,056	1,310,784	15.2
	計	10,492,580	8,330,476	2,162,104	79.4

簡易水道特別会計経理状況

(47年9月30日現在) 単位:円

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 現 額	収入累計額	科 目	予 算 現 額	支出累計額
1 簡易水道収入	6,182,000	2,813,859	1 簡易水道費	15,752,000	1,251,562
2 国県支出入金	4,123,000		2 公債費	3,273,000	1,635,736
3 繰入金	1,385,000		3 予備費	100,000	
4 町入金	5,600,000				
5 分担金負担金	1,345,000	770,000			
6 繰越金	400,000	930,622			
計	19,125,000	4,514,481	計	19,125,000	2,887,298

農業共済事業特別会計経理状況

歳 入			歳 出				
款	項	予 算 額	収 入 済 額	款	項	予 算 額	支 出 済 額
1	農作物共済勘定	9,806,000	1,603,700	1	農作物共済勘定	9,806,000	69,307
2	家畜共済勘定	291,000	84,769	2	家畜共済勘定	291,000	48,235
3	家畜共済勘定	4,195,000	646,702	3	家畜共済勘定	4,195,000	645,532
4	業務勘定	4,904,000	2,186,246	4	業務勘定	4,904,000	1,447,651
	合 計	19,196,000	4,521,417		合 計	19,196,000	2,210,725

共同募金 歳末たすけあい募金

昭和四十七年度共同募金については、皆様の御厚意により一三三、三四〇円の多額の寄附金をいただき、早速熊本県共同募金会へ送金いたしました。又歳末たすけあい募金については南小国町内婦人会の方々におねがい致しまして、募金をいたしましたところ一〇九、五五九円の寄附金をいただきました。共同募金の還元金四三、二九五円(納入金の×〇、三)

昭和四十七年度共同募金については、皆様の御厚意により一三三、三四〇円の多額の寄附金をいただき、早速熊本県共同募金会へ送金いたしました。又歳末たすけあい募金については南小国町内婦人会の方々におねがい致しまして、募金をいたしましたところ一〇九、五五九円の寄附金をいただきました。共同募金の還元金四三、二九五円(納入金の×〇、三)

五)才末たすけあい募金一〇九、五五九円社会福祉協議会からの支出金三五、一四六円計一八八、〇〇〇円、配分いたしました。町内生

歳末たすけあい募金明細

婦人会名	寄附金	婦人会名	寄附金	婦人会名	寄附金	婦人会名	寄附金	婦人会名	寄附金
田中千光寺	1,800	矢津田下	1,600	落見	1,700	小原	1,500	黒川	7,900
竹の熊	2,500	杉田下	2,050	們的	1,400	矢ケ部	500	田の	5,100
上町1	2,800	鬼下山	1,400	滝の口	1,000	深久保		高花	
上町2	2,450	森園	700	中湯田	1,000	吉永	2,440	鬼迫	5,900
上町3	1,600	馬場	1,000	古賀湯田	1,500	小田	1,300	陣内	
本町1	2,500	黄川	2,000	湯田上	1,370	白川	1,000	波居	
本町2	2,800	下中原	800	里組	3,770	若杉会			2,000
新馬場	2,850	和原	2,950	志津	4,270	南小国町議会議員一同			10,800
脇馬場	2,100	瓜上	1,100	立岩	1,000	南小国町役場職員一同			7,594
矢津田上	1,900	米山	1,565	星和	1,850				
	1,800		1,000		2,100	合 計			109,559

共同募金明細

部落名	募金額	部落名	募金額	部落名	募金額	部落名	募金額	部落名	募金額
田中	800	黒原	1,200	米山上	1,100	荒倉上	400	小田	1,200
千光寺	1,300	中村	1,000	落見	2,200	勤目木	1,200	白川	2,600
竹の熊	2,600	布目	300	們的	1,200	手形野	500	黒川	7,200
上町1	2,500	馬場	1,600	地蔵	1,100	志津	2,600	大谷山	400
上町2	2,500	馬場	300	松の木	500	中下	2,400	田の	4,700
上町3	1,600	本戸	600	坂の下	1,600	上	800	高花	1,300
本町1	1,400	新町1	1,400	滝下	1,800	志童子	600	長迫	1,300
本町2	1,300	上	2,000	平瀬	1,000	福立	1,200	鬼迫	900
下町1	1,900	上	2,100	樋口	1,420	上岩	1,700	陣内	1,600
下町2	1,300	中杉田	1,750	湯田下	1,200	矢ケ部	1,000	波居原下	1,100
赤馬場	1,600	上	1,800	上	1,710	星和	2,100	瀬の本	600
脇馬場	2,000	上	1,050	古賀	900	永山	750	薊原	300
矢津田上	1,900	滝の口	600	中湯田	1,700	吉原	2,500	薊小	400
上	1,600	梅木堂		田尻	1,800				
杉田下	1,100	和田下	1,200	矢原	1,200	九州三愛観光株式会社			3,000
上	2,200	上	1,000	中野公館	600	南小国町農業協同組合			2,000
鬼山上	500	瓜上	2,000	志賀	700	南小国町森林組合			2,000
鬼山	800	下	600	元荒倉	500	小国林産組合(南小国関係分)			6,860
森園	1,600	米山	1,100	荒倉中	800	肥後相互小国支店			2,000
						合 計			132,340

活保護世帯五三三世帯五三、〇〇〇円生活困窮世帯三二世帯、七二、

〇〇〇円施設及定期入院患者四二名六三、〇〇〇円計一八八、〇〇〇円を見舞金として皆様の善意による募金の有を伝えて配分交付いたしました。まことにありがとうございます。こゝに事業内容を報告し厚く御礼申し上げます。

尚各部落又は婦人会からいただきました募金の内容は次のとおりであります。

沖縄における講和 前の人身被害者の 方々に見舞金の支 給

占領中、沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊又はその要員などによる交通事故や暴行その他の不法行為のため死亡した人又は、けが

をしたり、病気になるた人で「琉球人の講和前補償請求の支払について」(昭和四十二年一月十日高等弁務官布令第六〇号)により支払いをうけなかつた方々に、このたび「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律」(昭和四十七年法律第三十三号)に基づいて国から見舞金が支給されることになりました。

次に該当する人は、この法律に定める見舞金を申請することができます。ただし、被害者の重大な過失に起因する場合は申請できません。昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日までの間において、沖縄で合衆国軍隊又はその要員の行為により人身被害をこうむつた日本の国籍を有する沖縄住民である被害者又は遺族で、

昭和四十二年高等弁務官布令第六十号による支払いをうけられなかつた者。
今回支給される見舞金は、遺族見舞金、葬祭見舞金、療養見舞金、休業見舞金及び、障害見舞金並びに慰謝料ですが、これら支給額はさきに米軍が高等弁務官布令第六十号で支払つた例に準じたものになります。

なおこの見舞金の申請又は問合せは、次の所で取扱つておりますので、該当する方はお申し出ください。
熊本市東町四丁目番地三七一三
尚この見舞の申請期限は、昭和四十八年五月十四日までとなっております。

一月十五日は成人の日(南小国町は一月三日)です。この日は「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます日」として、全国各地で成人式が盛大に催されます。

二十才になると、その日から成人として多くの権利が与えられ義務が課せられますが、国民年金に加入することもその一つです。

国民年金制度は、政府の行なう年金制度の一つで、年をとつたりけがをしたり、一家の働き手が死亡したりしたときに、老令年金、障害年金、母子年金等を支給して本人やその家族の生活を保障するために、加入者全員が前もって保険料を積み立て、さらに国も保険料の半額を負担しているものです。

わが国では、国民は必ずしも何か



の年金制度に加入する建前になっております。ですから、厚生年金保険などの被用者年金制度の加入者で、その制度から年金を受けることができる人、これらの人の配偶者、昼間部の大学生を除いた二十才から五十九才までの人達は、

必ず国民年金に加入しなければなりません。

ところで、二十才になったばかりの若い人達の中には、年金に対する意識が薄く、年金といつても実際にもらえるのは遠い将来のことだからといって、真剣に年金のことを考えようという傾向があ

りますが、今は元気で働いていても、やがては年をとつて働けなくなるときがやってきます。それに生活環境が改善され、医療技術が進歩するにしたがつて、国民の平均寿命が驚くほど伸びているので今から老後の生活を考え準備しておかなくてはなりません。また、将来の老令年金のためばかりでなく、最近交通事故による障害が非常に多くなつています。いつどこでどのような事故にあうかわかりませんし、事故が起きてからでは間にあいません。このようなどきにも、加入しておれば障害年金をうけることによって、安定した生活ができますので、必ずしも遠い将来の問題とばかりいえないものとなつてきております。

二十才になった人で、まだ国民

全国春季火災予防運動始まる

慣れた火に
新たな注意



実施期間

昭和四十八年

二月二十八日(水)から
三月十三日(火)まで

春先になると、季節風等の気候の関係により火災も多く成つて来ます。本町においても野焼、輪知焼等で火災が多発しやすく大火をまねく恐れがありますので、皆さん方の十分な注意をお願い致します。

出稼へ出られる方へ

(役場住民課)

農閑期に入り、出稼へ出られる方(即に出られた方も居られると思いますが)が多くなりますが、家族と離れて暮すための問題、賃金のトラブル、健康の問題等、色々な問題が起つてくると思われまゝ。現在出稼に出られる方の殆んどが、知人の紹介等が多く職業安定所を経ないで就労される場合が多い様です。(手配師に注意して下さい職業法違反です)若し色々な問題特に賃金問題等が起つた場合、職安を通じていなければ問題の解決に不利な事が多い様です。又県では、各市町村に季節移動労働者(出稼ぎ)相談員を委嘱しており、職業の紹介、留守家族の問題その他について御相談に應ずる態勢をとっています。当町では住民課窓口に係が居りますので、出稼に出られる方は出来るだけ役場或いは、職業安定所を通じて就労



される様をお願いします。尚就労の際には出稼手帳を交付しますのでこの手帳を持参すれば無料健康診断、宿泊施設の利用等持参があります。御遠慮なく相談員を御利用下さい。

求人情報！

阿蘇公共職業安定所より、次のとおり求人情報が来ております。詳細は役場住民課窓口へお問合せ下さい。

昭和48年1月10日現在

求 人 情 報

阿蘇 公共職業安定所

求人番号	受 入 安 定 所	求 人 者 名	所在地(就業場所)	職 種	年 令	雇用期間	基本給	就 業 時 間	残業	備 考
1	広 島	東 洋 工 業 (株)	広島市 安芸郡府中町	自 動 車 製 造 工	18 ~50		57,300	2 交替	30	79,000 ~85,000
2	横 浜	日産自動車(株)	横浜市 神奈川区宝町2	〃	18 ~50	3ヶ月以上	2,400/日 ~2,700	8.00 16.30	27.5	就業地 横浜・追浜
3	堺	山九運輸機工(株)	大阪府 堺市緑町3丁目125	素 人 工 (玉掛等)	25 ~45	6ヶ月以上	2,200/日	8.00 16.00	75	
4	尼ヶ崎	尼ヶ崎 コークス工業(株)	兵庫県 尼崎市大淀町2丁目	コークス 製 造 工	28 ~50		2,450/日 ~2,600	8.00 16.30	50	
5	灘	関西工業(有)	神戸市 灘区榑原町2丁目	雑 役 工	18 ~55	6ヶ月	1950/日	8.10 16.30	50	溶 接 工 2,400/日
6	西野田	新家工業(株)	大阪 西淀川区 竹島1丁目1-59	製 造 工	25 ~50	5ヶ月	2,600/日	8.00 16.45	50	
7	大 垣	西濃運輸(株)	大垣市旭町2-5	ト ラ ッ ク 運 転 手	21 ~45		31,000	8.00 17.00	?	総 額 80,000前後
8	名古屋中	愛知陸運(株)	名古屋市中区千早町	構内作業員	18 ~55	4ヶ月 ~6ヶ月	3,050/日 ~3,150	8.00 16.00	50	80,000 ~83,000
9	相 生	播磨耐火煉瓦(株) 赤穂製造所	兵庫県赤穂市 鶴 口(天和)1061	煉瓦製造工	20 ~50	6ヶ月	2,550/日	8.00 16.00	15	77,200
10	豊 田	豊田自動車工業(株)	豊田 市豊田町1	自 動 車 製 造 工	18 ~50	3月31日迄	61,200 ~66,200	2 交替	20	82,500
11	阿 蘇	古澤板金工業	小国町 九州一円	工 場 屋 根 張 等	18 ~45	6月30日迄	2,500~ 4,000/日	8.00 17.00		
12	大阪西	奥村組(株)関西支店	大阪府 阿部野区松崎町	土 工	18 ~55	3ヶ月以上	65,000	7.00 16.30	50	85,300
13	〃	〃	〃	型 枠 大 工	〃	〃	77,500	7.00 16.30	50	99,900
14	〃	(株)楠工務店	大阪府 都島区都島北通	土 工	18 ~50	〃	65,000	8.00 17.00	50	95,300
15	〃	遠藤建設(株)	住吉区南住吉町	〃	18 ~60	〃	62,500	8.00 17.00	75	95,300
16	〃	押井建設(株)	城東区永田町 東1丁目-8	〃	18 ~55	〃	62,500	8.00 17.00	75	99,900
17	〃	大福土建(株)	ウツボ 西 区 鞆 本 町	〃	18 ~55	〃	62,500	〃	50	92,400
18	〃	(株)吉本建設	北 区 伊 勢 町	〃	25 ~50	〃	65,000	〃	〃	92,500
19	〃	(株)神田組	住吉区中加賀屋町 3-50	〃	18 ~55	〃	65,000	〃	〃	85,300
10	堺	岩田工業(株)	堺 市 松 屋 大 和 川 1丁目-4	〃	18 ~55	〃	67,500	〃	〃	88,600

第386回共販状況報告

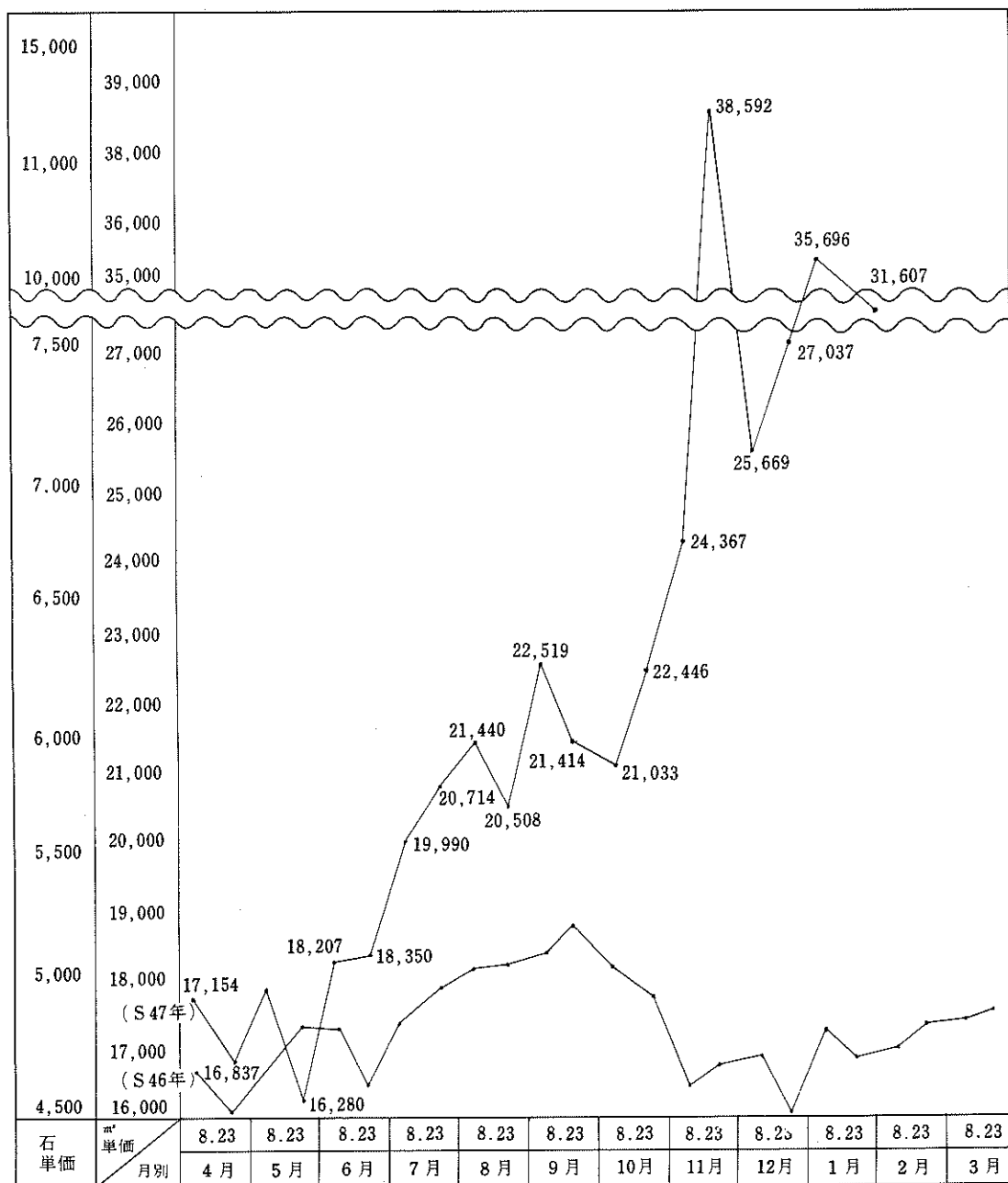
南小国町森林組合

共 販 日 昭和48年1月11日
次回共販日 昭和48年1月23日

総出荷量 464,712m³(1,672石)
総 売 上 16,588,634円
総 平 均 35,696円(9,915円)

昭和四十七年度
森林組合
素材共販状況

樹 種	長 級	径 級	高 値	安 値	備 考
スギ	4 m	3cm~8cm	36,500	32,100	
〃	〃	9cm~16cm	39,000	34,110	
〃	〃	18cm~26cm	39,990	53,890	
〃	〃	28cm上	53,600	37,650	
〃	3 m	3cm~18cm	34,510	23,900	
〃	〃	30cm上	86,000	30,000	
〃	2 m	6cm上	13,010	7,800	
〃	6 m	14cm~10cm	—	—	40,120
ヒノキ	4 m	9cm~22cm	—	—	52,600
〃	〃	16cm~26cm	—	—	51,190



税務署だより

◎ 還付を受けるための確定申告はお早めに

昭和四十七年分の所得税の確定申告書と納税は二月十六日から三月十五日までです。しかし税金の還付を受けるための確定申告は、二月十六日より前でも受けつけています。早く申告すれば税金の還付も早く受けられますので、なるべく早めにおすませください。そこで今月は所得税の確定申告のしかたなどについて説明しましょう。

◎ 確定申告をしなければならぬ人

所得金額の合計額が所得控除の合計額よりも多い人は、確定申告をしなければなりません。しかし配当所得がある人で、所得金額から所得控除の合計額を差し引いた残額を基として計算した税金が、配当控除額以下となる人は、確定申告をする必要はありません。サラリーマンは、年末調整で所得税が精算されますので、ふつう確定申告はしなくてもよいのですがサラリーマンでも次のいずれかにあてはまる人は、確定申告をしなければなりません。

一、給与の年間収入金額が五〇〇円をこえる人。

二、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が一〇万円をこえる人。

三、二ヶ所以上から給与を受けている人で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が一〇万円をこえる人。しかし、すべての給与の収入金額から、基礎控除以外の所得控除の合計額を差し引いた残額が六〇万円以下で、給与所得や退職所得以外の所得金額が一〇万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。

四、同族会社の役員などで、その法人から給与のほか貸付金に

対する利子や、店舗、工場などの賃貸料、機械器具の使用料などの支払いを受けている人。

五、家事使用人などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉

所得税の確定 は2月16日 です

徴収されないこととなっている人。

六、災害を受けた人で、給与について災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人。

◎ 確定申告書に添付しなければならない書類

確定申告をするとき、申告書に添付したり、提示しなければならぬ書類があります。その一般的なものは次のとおりですから、あらかじめご用意ください。

一、医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書

二、住宅取得控除を受ける場合は建築確認申請の確認通知書や設計図、登記簿謄本、請負契約書または売買契約書、住民票の写し。

三、小規模企業共済等掛金控除を受ける場合は、支払った掛金の証

五、損害保険料控除を受ける場合は、支払った保険料の証明書。

六、給与所得がある人は、勤務先からもらった源泉徴収票、なお、三から五までの保険料や掛金で、すでに年末調整の際に給与所得から控除を受けた分については、改めて添付する必要はありません。

◎ 申告についての相談

税務署では、二月十六日から三月十五日までの確定申告期間中は所得や税額の計算方法、申告のしかたなどについて、いつでも相談に応じています。しかし、期限間近かになりますと税務署はたいへん混雑しますので、申告の相談はなるべく早めにおでかけください。なお、商売をしておられる方などで、税務署から相談の日時の通知を受けられた方は、混雑をさけるためにもなるべくその日時においでください。

贈与税の申告

はじまる

二月一日から贈与税の申告受付がはじまります。贈与税は、財産をもらった人にかかる税金です。財産の贈与は、親と子、夫と妻などのように親族の間で行なわれることが多いので、財産をもらっても贈与税がかかるということを知らなかったり、うっかりしていたりする人が案外おられるようです。そこで、贈与税の申告はどのようなのかそのあらましを説明しましょう。

◎ 贈与税の基礎控除額は四〇万円。贈与税は、一年間に個人からも

らった財産の価額の合計額が四〇万円をこえるときにかかります。この四〇万円は基礎控除額で、ふつうの場合贈与税はかかりません。

◎ 贈与財産が四〇万円以下でも贈与税がかかることがあります。

昭和四十七年中に二〇万円をこえる価額の財産をもらった人が、同じ人から昭和四十六年か昭和四十五年にも二〇万円をこえる価額の財産をもらっている場合は、三年間の二〇万円をこえる部分の贈与財産の価額を合計して贈与税を計算することになっています。

この制度は、財産を一度にもらう場合と、各年に分割してもらう場合との税負担の均衡をはかるためのもので、「贈与税の累積課税制度」といいます。

◎ 夫婦間の贈与には三六〇万円の配偶者控除が受けられる場合があります。

夫婦の間で居住用不動産などの贈与が行なわれた場合、次のいずれにもあてはまるときは、基礎控除額の四〇万円のほかに、配偶者控除として三六〇万円までの金額が控除されます。つまり、基礎控除額とあわせて四〇〇万円までは贈与税がかからないこととなります。一、婚姻期間が二〇年以上の夫婦

の間で行なわれる居住用不動産、または居住用不動産を取得するための金銭の贈与であること。

二、贈与を受けた人が、その贈与税の申告期限(翌年の三月十五日)までに、贈与を受けた居住用不動産や贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に、実際に居住し、その後も引き続き居住する見込であること。なお、この配偶者控除は一度だけしか受けられません。また、この贈与税の配偶者控除を受けず、相続税の場合に最高四〇〇万円まで差し引かれる「遺産にかかる配偶者控除」は受けられなくなります。この配偶者控除を受けるためには、贈与税の申告の際に、戸籍謄本や居住用不動産を取得したことを証明する登記簿の謄本などを、申告書に添付して提出することが必要です。

◎ 返済期限のない借金などは贈与と認定されることがある

金銭の貸借は、それ自体は贈与ではありませんから、本来は贈与税はかかりません。しかし、親族など特別な関係にある人の間の金銭の貸借には、その返済について「あるとき払いの催促なし」とか、将来返せるようになったら返すといった「出世払い」のようなもの

があります。このような形式的には借金であっても、実質的に贈与と認められるものについて

は贈与税がかかります。そのほか、金銭のやりとりをしないで不動産や株式の名義を変更した場合、個人から時価より著しく低い価額で財産を譲り受けた場合、借金などの債務を免除してもらったり肩代りしてもらったりした場合など、経済的な利益を受けたときは、実質的に贈与を受けたこととなりますから、贈与税がかかります。

◎ 贈与財産は時価で評価

贈与税の課税の対象となる財産は、土地、借地権、建物、株式、預貯金、貴金属など、金銭に見積ることができるすべてのものです。もらった財産の価額は、もらったときの時価によることになっていますから、具体的なことについては税務署におたずねください。

◎ 贈与税の計算

贈与税の計算は、もらった財産の価額から基礎控除額の四〇万円

昭和47年度の 申告書と納税 り 3月15日ま

を差し引き、残額に税率をかけて算出します。配偶者控除が受けられる場合は、基礎控除額と合計して差し引き、残額に税率をかけて算出します。税率は超過累進税率といつて段階的に高くなるしくみになっていますから別表の速算表をつかうと便利です。たとえば、評価額二〇〇万円の土地を親からももらった場合の贈与税額は速算表により次のように計算します。

二〇〇万円ー四〇万円(基礎控除額)＝一六〇万円。一六〇万円×三五％＝一十九万五、〇〇〇円＝三

駐在所だより

市原駐在所 加藤
今月は四月一日より道路交通法の一部改正が行なわれます。部分についてお知らせ致します。

一、免許証の有効期間について

(一)免許証の有効期間
「免許の交付を受けた日から起算して三年とする。」

とされております。よって昭和四十六年十月十四日に免許の交付を受けた人がいたとしますと昭和四十九年十月十三日が有効期限となります。従って、昭和四十九年九月十四日から四十九年十月十三日までの間に更新手続をしなければ免許証の効力を失います。そこで免許証取得の皆さんは、自分の免許証の有効期限を、

六万五〇〇〇円
このようになります。

贈与税額

贈与税の速算表

控除後の課税価格	税率	税額
30万円以下	10%	
50万円以下	15%	15,000円
70万円以下	20%	40,000円
100万円以下	25%	75,000円
140万円以下	30%	125,000円
200万円以下	35%	195,000円
300万円以下	40%	295,000円
400万円以下	45%	445,000円
700万円以下	50%	645,000円
1,000万円以下	55%	995,000円
1,500万円以下	60%	1,495,000円
3,000万円以下	65%	2,245,000円
3,000万円 超	70%	3,745,000円

いつも気にしなければなりません。又、「うっかり失効」というケースも多くあっておりました。免許取得者の声として、「有効期限の末日を自分の誕生日にしてはどうか、自分の誕生日なら忘れることもなからう」という意見が多かったのです。そこで四月一日以後実施の法改正により、「免許証の有効期限の末日を免許取得者の誕生日とする」とこととなりました。

(二)次に皆さんが持つておられる免許証について説明してみましよう。

(1)新規免許証

新規免許証とは、運転免許証を初めて取得した時、交付を受ける免許証をいいます。

新規に交付を受けた免許証にあつては、その運転免許試験に必要な適正試験を受

けた日の後三回目の誕生日の末日となっております。

(2)更新免許証

更新免許証にあつては、前の免許証の有効期間が満了した日の後の三回目の誕生日となっております。

(3)法実施の際(昭和四十八年四月一日)現に免許を受けている者については、前の免許証に記載されている有効期限内よりです。

法実施後最初に更新された者の有効期間の末日は更新後四回目の誕生日となります。それ以後は三回目の誕生日となります。

なお誕生日が二月二十九日の方は、平年の場合、その者の誕生日は二月二十八日とみなされます。

ご存知ですか

『法務局』を

(その一)

法務局は、法務省の地方組織の一つとして、国民生活に密接な関係ある次の仕事をしています。今後、わが国は、経済的にも、社会的にもますます発展していくことが予測され、これにとまなない、

法務局が国民生活のうえで果たす役割は、いっそう大きくなること予想されます。

●登記

土地や建物などの不動産は、国民の重要な財産です。法務局は、これら不動産のひとつひとつについて、その面積、所有者、権利関係などを把握し「登記簿」によって公示しています。

そして、たとえば、土地や建物を買って自分が所有者になったというのを誰にでも主張できるようにするには、その旨の登記をすることが必要で、また土地や建物を抵当にして金を借りるときには抵当権の登記が必要になります。

登記にはこのほか、会社その他の法人をあつかう商業法人登記が

あります。たとえば、株式会社を設立するには、その登記をする必要があり、これによって、その会社と安心して取引ができるようになるわけです。

このように、登記制度は、日常ひんぱんに生ずる不動産取引や、各種の経済取引が、安全かつ円滑に行なわれるために、欠かすことのできない重要な仕事です。

◎おめでたいないます

河津 雄一	湯田下	12月8日
麻生 由美	下町一	12月18日
福岡 弘也	本町二	12月19日
太田今朝博	田の原	12月19日
行部 伸也	扇上	12月21日
佐藤ひとみ	扇上	1月5日

◎おくやみ申し上げます

森山 勝次	新町	11月21日
小田原玉喜	矢田原	12月2日
金嶋 幸六	鬼山	12月2日
竹部 竹彦	白川	12月9日
大塚 盛作	波居原下	12月10日
北里 イキ	田の原	12月20日
大塚 ワサ	波居原下	12月24日
下城 工	矢津田上	12月23日

◎香典返し並び御寄附

左記の方々より当町社会福祉協議会へ多額のご寄附いただきました。厚く御礼申し上げます。

田の原 北里 兵介
矢津田上 下城 宣夫
南小町役場職員一同

富士登山記

去年七月二十三日午前十時台風七号を他所に、バスにて出発、二十四日夕方登山口河口湖を経て、富士五合目レストハウスに到着、夕食を取り、登山服装に早変わり。これより案内者の指図に従った一寸先は闇、杖を片手に懐中電灯で足元を照らし出発した。四〇分程で六合目の山小屋につく。各自ベツトに這入り登山の心得注意等説明があった。そしてせんべいぶとんに昼間の疲れが眼についた。二十五日午前二時女性先頭に登りつづけた。「ノコ」の歯形に造られた山

道は険しく優しいものではなかった。案内者は云う『大股にゆつくり／＼』として『六根清浄、お山は晴天』をつづけて下さい。『ああもう駄目』と思つていけると『小休憩』の聲がかかる。『大きく深呼吸して早くお山の空気になるなさい』やがて七合目の山小屋についた。杖には忘れず焼印をおしてもらった。登るにつれ風が強い、鼻汁が「ストン／＼」真下に落ちない、たえず隣の人の袖をぬらしたであろう。『これはお山ではそよ風です。これがなくては貴女達は登れませんよ』と云う。やつと八合目の山小屋につくと『御来光様です、お天気は最高ですよ』と叫んだ。東の彼方から大きな真赤な太陽を拝する事が出来た。一五〇円のみそ汁に温る人、二〇円の

トイレに目を丸くする人、凡て面白い。重い足を一步／＼頑張った。九合目の山小屋につくともうお山は頭の上、手もとどきそう、道も大分良くなった、そして六時間目やつと頂上に達する事が出来た。その時の嬉しさ『あ、良かったな／＼』とお互いに喜び合った。正面の浅間神社に参拝、記念写真と賑わった。下界を見降すと、きれいな白雲の間から五湖の姿も見えた。『後方にまわると摺鉢を据えたような噴火口跡』があり、その壁に雪が水ついていた、それは『万年雪』と云う『富士 頂上踏破記念三七七六米』と記された日の丸の小旗を杖につけ約一時間で下山の途についた、八合目の小屋まで降りると『マラソン選手』が元気にかけ登ってきた『頑張つて』

と応援の声を惜まなかった。さあそれから大変四〇〇標位の砂道を急降下しなくてはならない。そこでは年令の差がつき、若い人達はスキーでもする如く、『サー』と走り降りた、私達は『もさ／＼』しているところから『キリ』が『サー』と登ってきた。心細さに泣きたい位、やつと連に助けられ六合目で揃った。足の痛みを知つてか、サービスのサロンシップが手渡され皆元氣一杯五合目ではバスが首を長くして待っていた。車内は思出話に花が咲き、神戸からダイヤモンドフエリーで一夜を静かに大分港に二十七日一一時四〇分着『富士に立ちこの幸を喜びを誰に分たん二年雪』我健康に自信を得て、今年も尚生活の上に活用してゆきたいものです。そして限りなく美

しい自然の我町を村を私達のこの手で守りたいものです。

藤堂 スイ